

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和6年6月4日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 安川 禎幸

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
宇美町の持続可能な行財政運営は	第7次総合計画で宇美町が目指す将来像である～「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美～を実現するためには、多様化する行政ニーズに対応するために持続可能な行財政運営が必要であり、財政基盤の確立が急務である。 町の今後の行財政運営について問う。 1. 現在の財政状況は 2. 財政の見通しは 3. 今後の行財政運営は 4. ～「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美～の将来像は	町 長